

2012. 6. 11 青年協・最高裁交渉！！時の窓

時の窓

全司法青年協は、6月9日～11日に第4回常任委員会と、それに引き続く諸要求貫徹闘争における最高裁交渉を実施しました。

常任委員会では、次年度運動方針案の討議、4月期における新規採用者加入拡大のとりくみや今後の組織拡大にむけた課題の洗い出し、諸要求期貫徹闘争における青年協全国統一要求書、異動要求書の確立など、さまざまな討議を行いました。

6月11日には、青年協常任委員・オブザーバーの合計14人で、「諸要求貫徹闘争における青年協全国統一要求書」「同異動要求書」に基づき、青年の要求前進をめざし、最高裁朝倉給与課長と交渉を実施しました。

また、交渉の冒頭で、青年の「生の声」を最高裁に伝えるため、一人一言要求行動で集まった「鯉の滝登り要求書」を当局に手交しました。

交渉では、青年の切実な要求である賃金・手当改善を中心として、常任委員・オブザーバーから「現場の生の声」を直接最高裁に伝えました！！

155号



2012/7/6



「一言要求(鯉の滝登り要求)」を当局に手交し、青年一人ひとりの「生の声」を最高裁に届けました！！

青年の切実な要求を伝える、青年協常任委員とオブザーバー！！！！



全司法青年協

検索



交渉内容(抜粋) ※ 詳細な交渉結果はNetwork No.153をご覧ください。

【賃金について】

民間より低く抑えられている青年の賃金が、「賃下げ特例法」により、官民較差がさらに広がって、生活に支障を来している実情を訴えました。さらに、今年の人事院勧告について、官民の給与比較は「賃下げ特例法」により減額されている支給実態をベースに行い、官民較差解消の「給与回復・改善勧告」を行うよう人事院に対しての働きかけを求めました。

また、常任委員・オブザーバーからは、各地における青年の生活実態や自分自身の実情を踏まえ、最高裁に対して賃金改善を訴えました。

諸手当では、寒冷地手当や住居手当など、生活に直結する各種手当の改善を求めるとともに、単身赴任手当の支給要件緩和・支給額の改善を求めました。

最高裁は、賃金改善について、「職員にとって賃金の問題が最も関心の高い事項であることや、賃下げ特例法に基づく減額措置が職員の生活に与える影響には厳しいものがあることは十分認識している」とし、「人事院に、取り得る可能な範囲で、必要な時期に必要な応じた対応をとっていききたい」と回答しました。

また、各種手当についても「青年層の要望を関係機関に伝えることとしたい」と回答しました。

【休暇・休業制度など】

第2期裁判所特定事業主行動計画(アクションプラン)については、制度内容の職員周知と、権利を取得しやすい職場環境の整備を求めました。

また、育児休業制度を利用しやすい制度とするため、代替要員の確保に努めるよう求めました。

最高裁は、「行動計画を実行あるものとするため、十分に職員周知を行うとともに、管理職に対しては、引き続き管理職員向け研修などを通じて意識啓発を図っていききたい」と回答しました。

また、代替要員の確保では、「今後も確保に努めていききたい」と回答しました。

【裁判所における制度・政策等について】

青年協では、諸要求期のとりくみとして実施した「異動要求調査」に基づき、全国統一異動要求書を確立して、交渉の冒頭に手交し、異動希望者が切実な理由による異動希望を持っていることを最高裁に訴え、要求が実現するよう求めました。また、異動計画の策定にあたっては、家庭と仕事を両立できるような計画を策定するよう求めました。

新規採用者の希望任地への採用については、現在の希望任地に採用された比率を明らかにするよう求めるとともに、今後も新規採用者を希望任地に採用するよう追及しました。

これに対し、最高裁は、家庭と仕事の両立に配慮した異動計画について、「仕事と家庭の両立に向けて、下級裁への指導を徹底していききたい」と回答しました。

新規採用者の希望任地への採用については、2011年度のⅡ種、Ⅲ種試験合格による採用者で、第1希望任地に採用された比率は54.1%、希望任地以外に採用された比率は1.4%であったことを明らかにし、「できるだけ本人の希望を尊重していききたい」と回答しました。

また、CA7期筆記試験の有効受験者総数は372名だったことを明らかにしました。

【人員確保について】

人員については、「国民のための裁判所」の実現のためにも、確保に努めるよう求めました。また、家裁、小規模庁、事務局部門もあわせて求めました。

最高裁は、「今後ますます、これまでのような増員が見込めなくなるとわれ、次年度の増員を巡る財政当局との折衝はこれまで以上に厳しくなる」との基本姿勢を示しました。

【宿舎の確保】

宿舎の確保について、宿舎削減計画や入居基準の厳格化によって、入居出来るか不安が高まっている青年が多いことを訴え、今後も必要戸数を確保するよう求めました。

最高裁は、「独身宿舎等の確保について、職員の要望が強いことは認識している」とし、「裁判所に認められた必要戸数の中でニーズに沿った規格の必要数を確保出来るように引き続き努力していききたい」と回答しました。

このほか、宿日直の負担軽減及び宿日直手当の増額、健康診断の充実、IT操作にかかる青年の負担軽減やIT情報システム部門の組織態勢整備などを追及しました。

最高裁は「青年の意見については今後も聞いていききたい」としました。

青年協は今後も青年の切実な要求をつぶさに見て、要求の前進をめざし、交渉などさまざまにとりくみを強めていきます。